

一般競争に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争に付します。

平成29年11月9日

分任支出負担行為担当官  
東北地方整備局  
郡山国道事務所長 大村 敦

1. 業務概要

(1) 業務名

藤サブステーション新築設計業務(電子入札対象案件)

(2) 業務の目的

本業務は、藤サブステーションの基本設計及び実施設計を行うものである。

(3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・基本設計 建築(総合)、建築(構造)電気設備及び機械設備に関する標準設計
  - ・実施設計 建築(総合)、建築(構造)電気設備及び機械設備に関する標準設計
- 業務の主たる部分は分担業務分野(建築(総合)分野)とする。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から平成30年3月20日(火)

- (5) 本業務は技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者と決定する総合評価落札方式の適用業務である。また本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

- (6) 本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、当初より電子入札システムによりがたいやむを得ない理由がある場合には、個別入札説明書別紙の紙入札方式参加承諾願を提出し、分任支出負担行為担当官(以下、「契約担当官等」という。)の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする

2. 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

入札に参加しようとする者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業、又

は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

① 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 競争参加資格確認申請書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれらに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

② 設計共同体

単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年11月9日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から藤サブステーション新築設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日付け建設省大臣官房地方厚生課長、技術調査課長、官庁営繕部建築課長通知）」の記7「設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、説明書に示す期間とする。

- (2) 競争参加資格確認申請書を提出しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（共通入札説明書参照）
- (3) 主たる分担業務分野を再委託しないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出者又は協力事務所が、他の提出者の協力事務所となっていないこと。

- (5) 業務の一部を再委託する場合であって再委託先である協力事務所が東北地方整備局の建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止をうけている期間中でないこと。
- (6) 配置予定技術者に対する要件は共通、個別入札説明書による。
- (7) 競争参加資格確認申請書の記載内容において、次の事項に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は無効とする場合がある。
  - ① 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合
  - ② 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合
  - ③ 実施方針に矛盾があり、整合性が図られていない場合。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

指名された入札参加者は、「価格」及び「予定技術者の経験及び能力」、「実施方針等」をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者が落札者とする。

- ① 予定価格が予決令第98条で準用する予決令79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 予定価格が1,000万円を超える業務において、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法は共通、個別入札説明書による。

### 4. 説明書入手に関する事項

競争参加資格確認申請書を提出しようとする者は、それぞれの期限までに、説明書及び入札に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（差替・変更分含む。ただし、競争参加資格確認申請書提出時点でダウンロードしている資料は除く）について、入札に参加する者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードを行わない又は契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

### 5. 手続等

#### (1) 担当部局

〒963-0111 福島県郡山市安積町荒井字丈部内28-1  
国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 経理課 契約係  
電話：024-946-8161 FAX：024-946-8173

(2) 共通、個別入札説明書等の交付期間及び入手方法

交付期間 平成29年11月9日から平成29年11月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

入手方法 電子入札システムからダウンロードすることにより入手する。  
やむを得ない事由により電子入札システムから入手ができない参加者には、記録媒体（CD-R等）により電子データを交付するので記録媒体（CD-R等）を持参または郵送すること。持参の場合は本公示5（1）担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵送の場合は本公示5（1）担当部局に記録媒体（未使用のもの）及び返信用封筒（切手を貼付）、参加者の連絡先を記載したものを同封し郵送（書留郵便に限る。）すること。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限及び提出方法

提出期限 平成29年11月21日14時00分まで

提出方法 電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。以下「持参等」という。）により平成29年11月21日14時00分までに必着で本公示5（1）担当部局に1部を提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札期限 平成29年12月21日（木）14時00分

提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参等により本公示5（1）に提出するものとする。

開札日時 平成29年12月22日（金）10時00分

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 競争参加資格のない者のした入札、共通、個別入札説明書に示した要件の満たさない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札、別冊東北地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落

札決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格がある旨確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けているもの、その他の開札の時に本公示2. 競争参加資格掲げる要件のないものは、競争参加資格の要件のない者に該当する。

- (4) 消費税については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (5) 契約書作成の要否            要  
別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。
- (6) 当該業務に直接関連する他業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との  
随意契約により締結する予定の有無            無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口  
本公示 5（1）担当部局と同じ
- (8) 詳細は、共通、個別入札説明書による。

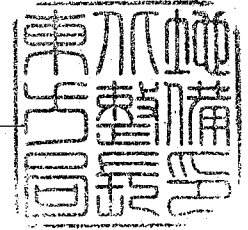
以 上

## 競争参加者の資格に関する公示

藤サブステーション新築設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年11月9日

東北地方整備局長 津田 修



### 1 業務概要

- (1) 業務名 藤サブステーション新築設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、藤サブステーションの基本設計及び実施設計を行うものである。
- (3) 履行期限 履行期間は以下の期間を予定している。  
契約締結日の翌日～平成30年3月20日

### 2 申請の時期

平成29年11月9日から平成29年11月21日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
なお、平成29年11月22日以降(土曜日、日曜日及び祝日を除く)においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

### 3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法  
「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、東北地方整備局ホームページ(<http://www.thr.mlit.go.jp>)から入手するものとする。
- (2) 申請書の提出方法及び提出場所  
申請者は、申請書に藤サブステーション新築設計業務 設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。  
提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟  
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係  
電話 022-225-2171(代)
- (3) 申請書等の作成に用いる言語  
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成28年10月3日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月3日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

- ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
  - ④ 平成28年10月3日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。
  - (2) 業務形態
    - ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、藤サブステーション新築設計業務 設計共同体協定書において明らかであること。
    - ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、藤サブステーション新築設計業務 設計共同体協定書において明らかであること。
  - (3) 代表者要件  
構成員において決定された代表者が、藤サブステーション新築設計業務 設計共同体協定書において明らかであること。
  - (4) 設計共同体の協定書  
設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。
5. 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い  
4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6. 資格審査結果の通知  
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7. 資格の有効期間  
6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8. その他  
(1) 設計共同体の名称は、「藤サブステーション新築設計業務 △△・×× 設計共同体」とする。